

株式会社リプラス データ復旧サービス 利用規約

株式会社リプラス(以下、「当社」という)の提供するデータ復旧サービス(以下、「本サービス」という)をご利用のお客様は、株式会社リプラスデータ復旧サービス 利用規約(以下、「本利用規約」という)を承諾した上で、本サービスを利用するものとします。

第1条 <本サービスの定義>

本サービスは、お預かりしたメディアから障害内容を確認の上データを回収し、別メディアに保存してお返しするサービスとし、**故障の原因の調査・解析および、お預かりしたメディアの修理・修復は行いません。**

第2条 <障害メディア及び内部データに対する所有権>

- 1.お客様は本サービスを依頼する障害メディアの法的所有者であることを本サービスの申し込みをもって証明されたものとします。
- 2.当社はメディアに含まれるすべてのデータの内容について一切関与せず、**同データの復旧に起因してお客様または第三者が何らかの被害を被った場合であっても、一切の責を負いません。**

第3条 <本サービスの費用と作業条件>

- 1.お客様のお申込書への同意と当社の受領をもって、本サービスの依頼に関する契約が成立するものとします。
- 2.初期調査の報告後、データ復旧の作業指示をいただいた場合、当社データ復旧料金に基づき、復旧費用を申し受けます。尚、**お客様より作業指示を頂いた後のお客様都合による復旧の中止、キャンセル等はお受け致しかねますので、ご了承下さい。**また、委託を受けた障害メディアおよび納品データは、決済後に返却するものとします。
- 3.データ納品用のメディアとして、CD-RまたはDVD-Rメディアそれぞれ2枚までは当社負担とします。

第4条 <支払い方法>

本サービス費用の支払いは、現金支払い、銀行振り込みおよびクレジットカード払いのみとし、**すべて前払いとします。**

第5条 <外部委託>

当社は、メディアの種類、障害状況により、当社提携先外部業者にて本サービスを実施する場合があります、お客様はこれを承諾するものとします。

第6条 <免責事項>

- 1.当社は、復旧データについてのファイルの整合性を保証しません。
- 2.当社は、復旧データ納品後、3日以上経過した後の、復旧結果の報告内容および事前提出リストとの相違、データの不具合、クレームなどのお申し出はお受け致しかねます。
- 3.**メディアの状態によって、データの復旧が不可能な場合があります。**また、当社はデータ復旧の実施、非実施を問わず、メディアおよびお預かりした装置は現状のまま返却します。
- 4.当社は、データ復旧、および調査の為に、お預かりした機器、およびメディアを開封、分解する場合があります。機器、およびハードディスクなどのメディアを開封した場合、メーカー保証対象外となる可能性があります、**メーカー保証について当社は一切の責を負いません。**
- 5.当社は、本契約書による初期診断申し込みから始まる本サービスすべての過程において、お預かりした機器および障害メディアを含むお客様からお預かりしたすべての機器、メディア、装置について、**調査・復旧過程で生じたデータの消失もしくは破壊、または機器、メディア、装置の滅失、毀損について、第9条損害賠償について定めるほか、一切の責を負いません。**
- 6.当社は、データ納品の為に、当社が用意した媒体の保証につきましては、メーカーの保証に準じます。また、**納品後の媒体の故障に起因する、復旧データの破損、消失につきましては保証しません。**
- 7.メディアをお預かりした日より30日以上が経過し、お客様にご提供いただいた電子メール、電話番号で連絡が取れない場合は、お預かりしていたメディア等すべての所有権を放棄したものとみなし、当社では一切の責を負いません。

第7条 <機密保持>

当社はメディアに含まれるデータおよび復旧データを機密情報として保持し、第三者に開示または漏洩いたしません。ただし、当社で回収されたデータが犯罪行為等に利用された場合で、警察など行政・司法機関からの協力要請があった場合には、提供する場合があります。

第8条 <移転、譲渡>

本契約における権利および義務は、事前に相手方の同意を得ることなしに、移転または譲渡することはできません。

第9条 <損害賠償>

当社の過失により、お客様のデータが漏洩され被害を被った場合、当社がその賠償責任を負うものとします。ただし、**賠償額の総計はいかなる場合もお客様が本サービスのために支払った金額を超えないものとします。**

また、第6条の免責事項にあるとおり、本サービスの全ての過程において、データ復旧、および調査の為に、お預かりした機器、およびメディアを開封、分解した結果、データの消失もしくは破壊、または機器、メディア、装置の滅失、毀損が発生した場合、一切の責を負いません。

第10条 <契約解除>

お客様について、次の各号に該当する事由が一つでも発生した場合、当社はなんらの通知または催告なく、本契約を解除することができます。

- 1.差押、仮差押、仮処分または競売の申立があった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、または保全差押を受けた場合
- 2.手形、小切手が不渡りとなり手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合
- 3.民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、もしくは破産その他倒産手続開始の申立があった場合
- 4.合併、解散、清算、または事業の全部またはその重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
- 5.天災等の不可抗力により本業務の遂行が不可能となった場合
- 6.重大な過失による違反行為、または背信行為があった場合

第11条 <一般条項>

- 1.当社およびお客様は、本利用規約に定めのない事項、または本利用規約に関して解釈上の疑義が生じた事項について双方誠意を持って協議し、これを解決するものとします。
- 2.本契約に関する訴訟は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。